

# 近代における郷土史家の活動

—— 庄内の郷土史家 国分剛二の活動を例に ——

長 南 伸 治

## はじめに

本稿の目的は、近代の郷土史家の活動の一端を、山形県庄内地方（鶴岡町）出身の郷土史家 国分剛二（一八九二～一九五八）<sup>②</sup>を素材に明らかにすることである。

まず、当該時期の郷土史家の評価について言及した近年の研究をまとめておきたい。

古川武志氏・若井敏明氏・入山洋子氏の三氏は、当該時期に郷土史家と共に地誌編纂に関与した「中央」（東京・京都帝国大出身）の歴史学者の動向を検討するなかで、「中央」の歴史学者の間では、郷土史家は地域の史料収集者として一定の評価を受けていたものの、研究面は信憑性を欠くとの認識が存在していたと指摘している<sup>③</sup>。また、由谷裕哉氏は、従

来の研究史において郷土史家を正面に据え検討を加えたものが不足していると指摘する。そのうえで、石川県内の郷土史家の活動を詳細に分析し、彼らが文化財や伝統文化の発見・保存等、地域独自の価値形成に寄与したと評価している<sup>④</sup>。

古川氏らが明らかにした「中央」の歴史学者の郷土史家への評価は大変興味深い。しかし、由谷氏の研究からは、かかる評価のみで語り尽せない存在であったことも確かであろう。由谷氏が指摘する通り郷土史家の活動を正面に据えた研究が不足している状況下、本稿の試みは、近代の郷土史家を評価する判断材料の一つを提示することも目的としている。

本稿で取り上げる国分は、一八九二（明治二五）年に山形県鶴岡町に生まれ、一九〇七（明治四〇）年に朝陽小学校高等科卒業後、代用教員を経て、翌年から一九一八（大正七）

年まで鶴岡の「六十七銀行」に給仕として勤務。同年上京し、翌年に慶應義塾大学図書館職員となり、以降、東京を拠点に郷土（山形県庄内地方）史研究に取り組んだ人物である。

本稿では国分の活動中、特に大正末以降、末松謙澄・黒正巖・塩見薫、これら三人の著名な歴史学者を相手に展開した、幕末維新期の庄内の歴史事象解釈をめぐる反論活動の様相を明らかにしていきたい。これにより、当時、歴史学者の間で批判対象となっていたとされている郷土史家の研究姿勢、その実態の一部も垣間見ることができると考える。

## 一 戊辰戦争解釈をめぐる末松謙澄と羽柴雄輔の論争

一九二六（大正一五）年八月以降、国分は新聞「鶴岡日報」に、末松謙澄の戊辰戦争史観に対する同郷の郷土史家羽柴雄輔の反論論説（以下「日報論説」）を掲載する。

末松・羽柴の論争は、一九一九（大正八）年七月出版の『防長回天史』に、末松が「東北人」の戊辰戦争史観を批判した論説「東北人謬見考」（以下「謬見考」）を収録したことに端を発する。これに対し羽柴は、末松の論じる旧庄内藩評価の不当性を訴える「東北人謬見考評論」（以下「評論」）を「鶴岡日報」に掲載し反論。末松も、一九二二年出版修訂版「防長回天史」に「東北人謬見考評論答弁」（以下「答弁」）を収

録し羽柴の反論に応じている。しかし、「答弁」が公にされる前年に末松は死去し、さらに翌年、再反論準備中の羽柴もこの世を去り、両者の論争は未完のまま終了している。

この状況下、国分は「日報論説」を公にした意図について、羽柴の「評論」執筆時、自身が執筆「材料」の「一部分」を「供給」していた以上、「此論争に結末を附ける事」は「責任上亦已むを得ぬ一の義務」があるためと述べている。つまり、末松・羽柴の論争に、当初から国分は羽柴の協力者として関与していたのである。

また、「日報論説」は、羽柴が「答弁」への反論のため著していた「抜書附箋せる東北人謬見考論評答弁」と、国分が生前羽柴から聞いていたとする意見、および、国分の自論が織り交ぜられ構成されている。つまり、「日報論説」は、羽柴の記名で発表されたものの、その実態は、国分の末松に対する反論をも表明したものだといった。

では、「日報論説」とはいかなるものであったのか。末松・羽柴論争の経過をまとめつつ明らかにしていきたい。

## 二 末松謙澄と羽柴雄輔の論争

末松・羽柴の間で争われた論点は、①戊辰戦争研究に取り組む姿勢（以下、①と記載。②～⑦も同）、②一八六七（慶

応三)年十二月の江戸薩摩藩邸焼討事件は幕府の命令によるものか否か、③大政奉還後の庄内藩主酒井忠篤<sup>(15)</sup>の挙動、④庄内藩の官軍への敵意の有無、⑤朝敵の基準、⑥庄内藩宛秋田藩書状の内容、⑦庄内藩の寒河江柴橋占拠の意図の計七つとなる。稿末に附した【表】は、末松と羽柴の主張を所収史料、および、論点別に抜粋したものである。以下、各論点における両者の主張をまとめていきたい。

### ① 戊辰戦争研究に取り組む姿勢

末松は「謬見考」<sup>(16)</sup>で、自身が戊辰戦争研究に取り組む理由について、史実を歪曲してまで「敗者」である東北諸藩を弁護する「東北人」を糺すためとしている。これに対し羽柴は「評論」<sup>(17)</sup>で、同戦争発生の責任は薩摩・長州の両藩にあるにもかかわらず、その責任を末松は東北諸藩になすり付けようとしていると批判する。羽柴の反論に末松は「答弁」<sup>(18)</sup>で、羽柴論は「東北一流ノ口吻」である薩長への怨みを述べたものに過ぎず、「史実論」とは言えない代物と批判する。

そして「日報論説」<sup>(19)</sup>で国分は、末松の「史眼が奈辺にあるかの一例」として、次の出来事を紹介している。それは、庄内の豪商本間家所蔵の大山綱良宛世良修蔵書簡の「写真」を見て、末松が「遺憾ナガラ眞物ニ非ズト断定」したことにについて、生前の羽柴が、同書簡は「東京帝国大学史料編纂掛の

鑑定」で「真正」と判断されており、それを「疑物」とした末松に「おいそれと降参する訳には行かぬ」と語っていたとするものである。つまり、末松の史料考証の稚拙さを示すことで、その主張の不当性を強調したものといえる。

### ② 江戸薩摩藩邸焼討事件は幕府の命令によるものか否か

末松は「謬見考」<sup>(18)</sup>で、江戸薩摩藩邸焼討事件は、幕閣が関東・近畿で「兵力ヲ以テ朝廷ヲ圧迫シ薩長ヲ討滅セント決意」していたゆえに発生したとする。その証拠として、「幕艦司令」榎本武揚が、江戸薩摩藩邸から逃れた薩摩藩関係者乗船の船を「紀淡海上」で砲撃した理由について、同事件により幕府・薩摩藩は「既ニ戦時」に入ったためと語っていたことをあげている。

これに対し羽柴は「評論」<sup>(19)</sup>で、江戸薩摩藩邸の浪士が「押借強盗を恣」にできないほど江戸市中警備を強化した庄内藩を「怨み」庄内藩の江戸の「宿所に襲ひ来り不意に発砲挑戦」したことが焼討事件の端緒であるとす。その後、庄内藩は幕閣に「暴行浪士」の「討伐」許可を求めたが、「浪士の薩邸を出つるを待て捕縛すべし」と邸内に押し入ってまでの取締は慎むよう「指令」される。これに庄内藩は失望し江戸市中取締役の辞退を願ひ出、これに「当惑」した幕閣が、ついに「薩邸を囲み使者を邸内に遣して浪士引渡を交渉すべし」

と命じたとしている。羽柴は、これら庄内藩への幕閣の対応から、幕府が薩摩藩邸焼討を機に、真に関東・近畿での拳兵を考えていたのならば、「斯の如き指令」を庄内藩に与えるはずがないとしている。

これに対し末松は「答弁」<sup>(20)</sup>で、焼討に参加した庄内藩士の後年の談話を引用し反論している。その談話とは、薩摩藩邸浪士の宿所襲撃を「薩邸」焼討の理由にすることは「私怨報復二類」するとして、当初、庄内藩では事態を静観する構えであったとする。しかし、幕府が「強テ」討伐を命じたために庄内藩は致し方なく従ったと語ったものである。

これに対し「日報論説」<sup>(21)</sup>で国分は、末松の主張は「詭弁と曲筆」に満ちた「一顧の価値も無い」ものと切り捨てる。さらに、末松の主張には焼討事件を「口実」に庄内藩を「賊軍」に仕立て上げようとする意図が垣間見られるとしている。そして、その意図を正当化するため、庄内藩が幕府に命じられ焼討事件を起こしたと主張したことこそ、末松が庄内藩を「賊軍」に仕立て上げる「口実」探しに「如何に苦みつ、ありしかを窺ふに足る好資料」であると論じてるのである。

### ③大政奉還後の庄内藩主酒井忠篤の挙動

末松は「謬見考」<sup>(22)</sup>で、一八六七（慶応三）年の大政奉還後、庄内藩主酒井忠篤は江戸で「一意謹慎シテ尊王ノ誠意ヲ

表」すどころか、「幕兵新徴組」を率い庄内に帰り国境を封鎖。一八六八（慶応四）年正月には「討幕ノ為メノ出兵ノ朝命」を「徳川家」との「君臣ノ情」を理由に「辞拒」する旨を、東海道吉田駅の官軍「大総督宮ニ稟申」した行為は「朝憲干犯」に当たるとしている。さらに「稟申」を受けた「大総督宮」が、奥羽鎮撫総督九条道孝に出願するよう命じたのは、庄内藩に朝命「辞拒」を撤回する「機会ヲ與ヘタル二過」<sup>(23)</sup>がないとしている。

これに対し羽柴は「評論」<sup>(24)</sup>で、庄内藩が「君臣の關係」を理由に朝命を拒んだことは、「忠孝を主とする皇国の精華を發揮」した「最も賞讃すべき美事」で、「朝憲干犯」に当たらないとする。さらに、庄内藩使者は吉田駅で官軍參謀林玖十郎から、要求を認めてもらうためには「勤証（勤王の証）」を立てる必要があると伝えられたため、その後、庄内藩では官軍への「軍費」「数万金」の献上を「勤証」として実施することが決せられたとする。

しかし、その旨を庄内藩の使者が「奥羽鎮撫府に出願」したところ、「參謀等は一瞥をも与へずして退け」、庄内藩の「勤証」を立てる機会を奪ったとしている。

これに対し末松は「答弁」<sup>(25)</sup>で、庄内藩内で朝廷からの出兵命令辞退を決するまでの議論を記した「酒井忠實家記」を引用し、庄内藩の「稟申」内容は「（徳川）慶喜ノ為メノ哀願

ト称スルハ寧口従」で、実は「朝廷ノ措置ヲ根本的ニ覆サント」する、朝廷への「抗議」に他ならないとする。

これに対し国分は「日報論説」で、末松の「答弁」の内容を「一流の婉曲なる筆致」と切り捨て、さらに、吉田駅で官軍が庄内藩の使者が持参した稟申書のみならず、「明治天皇加冠の奉祝進献物」までも「拒絶」したところ「朝憲干犯」に当たると指摘する。

#### ④庄内藩の官軍への敵意の有無

末松は「謬見考」で、戊辰戦争で官軍と庄内藩が初めて戦った一八六八（慶応四）年四月下旬の清川口の戦い以前、庄内藩の「叛形」は明らかだったとする。その証拠は「東北人ヲシテ之ヲ語ラシムル」として「仙台戊辰史」を引用し、その引用箇所には、庄内・会津藩は「同盟シテ死生存亡ヲ共ニスルヲ誓」い、かつ、仙台・米沢藩に「奥羽列藩ノ同盟ヲ促シ」ていたと記されている。

これに対し羽柴は「評論」で、庄内藩は「官軍たるもの」が「罪状をも糺明せず」に「突如襲撃」はしないと「確信」し、清川口には「胸壁は築きたれとも番兵」は配置しなかったとして、清川口の戦い以前の官軍への敵意を否定する。また、朝廷が清川口の戦い以後、庄内藩主酒井忠篤の「官位」剥奪、および、庄内藩士の入京禁止を命じたことは、それ以前に朝

廷が庄内藩を「朝敵と見做ざる」証拠であるとする。そして、清川口の戦いは「薩長」が庄内藩に「朝敵の罪名」を着せるために仕組んだ罠に過ぎないとする。

また、「仙台戊辰史」を「再三再四曲筆と呼び毒筆」と酷評しておきながら、庄内藩を貶めるのに「都合」の良い「月日も明記せざる附言」を引用した末松の研究姿勢を批判する。そして、同史料から末松が引用した部分についても、「大命一下すれば」会津藩征討すら「引き受」ける覚悟だった庄内藩が、会津藩と「密使を交換」し「同盟を謀るの理」はないとする。さらに、「奥羽列藩」は会津・庄内を除き「攻守同盟を締結」しており、同盟から除外された庄内藩が「奥羽諸藩に説き同盟を促すこと」などありえないとする。

これに対し末松は「答弁」で、庄内藩を「朝敵」に仕立て上げるために貴重な「薩長兵」を犠牲にするなど「常識ノ想像シ得ル所ニ非ス」とする。そして、官軍が清川口に攻め込んだ理由は、庄内藩は「直チニ兵器ヲ投シテ降服」すると、当時の奥羽鎮撫副総督沢為量が判断したためとする。

これに対し国分は「日報論説」で、清川口に攻め込んだ副総督沢の意図について、末松が論じた点を「大に然り」と認めためたうえで、庄内藩が「若し反抗したら其時は、私怨を隠して例の官軍の大族を真向から振りかざし「朝敵」に仕立て上げようとする「一挙両得の両刀使的姦策」も沢は講じてい

たはずとする。それゆえ、羽柴が「薩長の清川攻撃は庄内に朝敵の罪を負はしむるを急ぎたるもの」と評価したことは「眞の正論であり、動かざる定評である」とする。そして、庄内藩は「自ら朝廷に反抗して、賊軍」になつたのではなく、「薩長一派の爲めに欺き陥れ」られ「朝敵の悪名を蒙」つたのであり、「大正の御代」に至つてもなお、「東北人の大部分を目して賊軍呼はりするは、穩当でない」と、末松を批判するのである。

### ⑤朝敵の基準

末松は「謬見考」<sup>(30)</sup>で、庄内藩は「鎮撫使参謀等ノ私怨報復」により「朝敵」とされたとする理由に、同藩主酒井忠篤の「官位」剥奪時期（一八六八〈慶応四〉年閏四月）を持ち出すことは不適當であると批判する。末松は、「何藩タリトモ」、「朝敵タルノ実情発現スルトキハ大総督及ビ鎮撫使」が「直ニ征討ヲ実行シ得ルハ当然」であり、また、「官位」剥奪についても、朝敵とされる「事前ニ於テスルコトモ事後ニ於テスルコトモ」妥当と論じている。そして、庄内藩を含め東北諸藩が誤つた主張をする「根元」は、「薩長ノ新勢力ヲ嫉視シ朝廷ト薩長トヲ別物視」し、さらに、「朝廷」と「関西ノ諸侯伯」が既に「薩長ト同位置」にあつたことに気付かなかつたためとしてゐる。

これに対し羽柴は「評論」<sup>(31)</sup>で、末松の述べた朝敵認定と「官位」剥奪の時期の關係性について一定の理解を示しつつも、庄内藩主が朝廷の「上京の命」を「速かに遵奉して上京の準備」したことは「勤王の厚きを証する」ものであり、その準備の最中、「鎮撫府参謀の誣言」を採用し庄内藩「征討を敢行」したところ「無名の師にあらずして何ぞや」と批判する。

また、通常は「談判破裂」後に「始めて開戦」となるはずが、その過程を経ずに庄内藩「討伐を敢行」したことから、庄内藩征討は「血を見ずば已まざるの決心」をした「薩長」が、「大政奉還以前」に定めた「方寸」ではなかつたのかと疑義を呈する。そして、これが事実ならば「奥羽人」が「朝廷は朝廷、薩長は薩長」と分けて捉えることは当然であるとす。

これに対し末松は「答弁」<sup>(32)</sup>で、大政奉還以前「庄内征討ノ方寸」を「薩長」が決してゐたのではと羽柴が疑義を呈した点を否定する。末松は、薩摩藩が庄内藩に「私怨」を抱いた原因を「薩邸焼打」事件（一八六七〈慶応三〉年十二月）と仮定しても、同事件は大政奉還（同年十月）以後であり、さらに、同事件で薩摩藩は「怨恨」を抱くどころか、幕閣と庄内藩が「術中」に陥つたと「歡喜」したほどであるとしてゐる。

また、長州藩が庄内藩に「私怨」を抱いた原因を「元治甲子江戸長藩邸押収」時に、庄内藩兵が「受取兵ノ主」をなしていた「一件」と仮定しても、この事件は長州藩にとつて怨

みを抱くまでもない「比較的輕微」なもの、かつ、当時の長州藩は「禁門の変」以降の「孤立封鎖」の状態に苦しみ、「庄内征討」に手が回る状況ではなかったとしている。

さらに、羽柴が「交渉」無きまま官軍が庄内藩征討を決したことについて、「交渉」とは「対等主権国」間で適用されるものであり、官軍と庄内藩の間では「適用スベカラ」ざるものであると論じる。そして、庄内藩は「東征大総督府ノ警告」を「顧慮」せず、「不謹慎」な「動作」をしておきながら、官軍が「突然征討ヲ発令」したと論じることは誤りであるとする。

これに対し国分は「日報論説」<sup>33</sup>で、官軍の庄内藩征討の方針が「大政奉還以前」に決していた「実証が現れて来たら」、末松は「如何なる態度を執らんとするのであらうか」と前置きし、末松が「答弁」で引用した、一八六八（慶応四）年二月十七日に奥羽鎮撫使「澤、醍醐両卿」と「大総督宮」との間で交わされた「往復文書」について議論を展開する。

国分は同文書中に「（庄内藩主）酒井左衛門追討」の「追討」とは何の意であらうか」と疑義を呈す。そして、同文書が作成された時点で庄内藩は「未だ朝廷に対して何等失礼をした覚」<sup>34</sup>えが無いにもかかわらず「追討」といふ文字を附されたことは、「我等庄内人にとつては、甚だ不可解」であるとする。おそらく、この時点で「追討」の文字が附さ

れていたことこそ、大政奉還以前に庄内藩征討が既に決定していた証拠であると国分は主張したものと考えられる。それゆえ、末松がこの文書を引用したところ、大政奉還以前に庄内藩征討が決していたことを、「自ら語るに落ちて」いる（自ら暴露した）ようなものだと言じている。

#### ⑥ 庄内藩宛秋田藩書状の内容

末松は「謬見考」<sup>35</sup>で、官軍の命により庄内藩征討に向かった秋田藩が、一八六八（慶応四）年閏四月に庄内藩に送った「戦書」について、庄内藩の「罪状ノ大体ヲ表白セルモノ」と評価する一方、羽柴は「評論」<sup>36</sup>で、その「戦書」とは「薩長」が「私怨」を晴らすため庄内藩「討滅を執行」した「内情を愈明瞭に暴露」するものであると反論する。この「戦書」には、「徳川恢復」を謀った罪・「旧冬関東巡視の際諸藩邸内へ砲撃せし罪」、これら二つの庄内藩の罪状が記されている。

前者について羽柴は、官軍への「軍費」献上、および、「出兵は何方なりとも朝命に従」うと決めていた庄内藩にかかる罪は無く、むしろ、これら庄内藩の決定を「省せずして退けた」「鎮撫使参謀」こそ罪に価すると論じている。

後者については、「諸藩邸内へ砲撃」とは一八六七年十二月の薩摩藩邸焼討事件を指すと仮定したうえで、その出来事は旧幕府から江戸市中取締の命を受けていた庄内藩が職務上

「已むなく」実行したものとす。また、庄内藩としては同藩邸に潜む「浪士」に「押借強盜」を命じたのは「堂々たる薩藩」ではなく、「藩邸留守の士の私行と見做」していたとする。それにもかかわらず、同事件を根拠に庄内藩に「朝敵」の罪を着せるとは、「朝廷」が「浪士を薩邸に養」い「強盜狼藉を働か」せたとする非常に「恐れ多」い解釈であると批判する。

これに対し末松は「答弁」で一言も言及せず、また、この論点について国分も「日報論説」では一切触れていない。

末松・国分が言及を避けた意図を明確に示すことはできない。ただし、前記、および、後述の全論点中、この論点のみ末松は「答弁」に反論を記していない。この点から、国分はこの論点について末松は羽柴に屈したと判断し、そのため「日報論説」での言及を差し控えたと考えられることはできるだろう。

### ⑦ 庄内藩の寒河江柴橋占拠の意図

末松は「謬見考」<sup>⑧</sup>で、一八六八（慶応四）年四月、庄内藩が旧幕領「寒河江柴橋」（現、山形県寒河江市）を占拠した行動について、庄内藩に同地からの撤退を勧告するため派遣された仙台藩士一條十郎が、その途中の大石田（現、山形県大石田町）にて遭遇した庄内藩勘定奉行高橋省助と交わした話について記した史料を引用し、次のように論じている。

一條は庄内藩が撤退を拒否した場合、官軍は同地への攻撃を開始すると伝えたところ、高橋は、同地は庄内藩が旧幕府から「新徴組」を預った際、その「扶助ノ為」に与えられたものと答えたとする。これに対し一條は、先に「政權奉還」をした徳川家に「天領ヲ臣下ニ授与」する「理」はないと説き、その結果、庄内藩は同地から撤退したとしている。

末松は、この両者のやりとりから、庄内藩の「寒河江柴橋ノ占領」の不当性は「仙台藩人」も認識し、かつ、庄内藩の同地からの撤退は一條の勧告によるものであることも「明白」であるとす。そして、同地を不当に占拠し、かつ、自主的に撤退しなかつた庄内藩の行動を批判するのである。

これに対し羽柴は「評論」<sup>⑨</sup>で、庄内藩にとつて同地は「正しく徳川家より預けられたる地」であり、また、同地に「僅の兵」を送り込んだのは、横行する「博徒」取締以外「何等異心」は無かつたとしている。それにもかかわらず、天童藩士吉田大八は同地を「押領して兵隊を多人数入れた」と、また、仙台藩士小松龍蔵は同地から「前年の貢米二万三千余を積み出し」庄内に運び込んだと、これら庄内藩に関する誤った情報を官軍に伝えたとしている。そして、旧幕領没収の「朝命」が「未だ関東にも奥羽にも達」していない状況下、官軍が「吉田、小松等の誣言」を信用し庄内藩征討を決したことには「甚しき早計」であると批判する。その一方で、もし、薩



長内藩が「理を非に枉げても」庄内藩を「討滅して私怨を報ぜん」とする「真意」を持っていたならば、「朝敵の罪名を負」はせるために兵を差し向けたと「見做すこと」は可能であるとしている。

これに対し末松は「答弁」<sup>38</sup>で、庄内藩の寒河江柴橋占拠を妥当と発言した人物を「正直」、それ以外を嘘つき呼ばわりする羽柴の史料解釈に「良心ト毫毛抵触スル所ナキヤ」と批判を加える。そして、「謬見考」同様、庄内藩の同地占拠の不当性や自主的に撤退しなかつた点を批判する。さらに、庄内藩が「博徒」取締のために同地に「僅ノ兵」を派遣したとする羽柴の論について、実際は「一大隊ノ兵」を送り込まれていたとして、庄内藩の派兵目的について疑義を呈している。

これに対し国分は「日報論説」<sup>39</sup>で、末松は庄内藩の寒河江柴橋占拠を「官軍に対する敵対行為の示威運動」と捉え「征討する価値が十二分に有る」ように論じているが、実際は、庄内藩を「賊軍に陥」れることを焦るあまり、「事実の真相を闡明」という「一個の史学者として」の「本分を忘れ」、さらに、「眞の歴史編纂には頗る縁遠い問題」さえも自分に都合よく「誇張して述べ立て、」いると、末松の研究姿勢を批判している。

そして、朝廷から庄内藩に対し、旧幕領没収の決定を伝える「一片の訊問書」を送付すれば「容易に解決」する問題で

あったにもかかわらず、「吉田、小松等の証言を信じ、兵を向けられしは大早計」であると、羽柴の見解の妥当性を論じてるのである。

### 三 黒正殿、塩見薫への国分剛二の反論

昭和前期、国分は、一八四〇（天保十一）年に幕府が発した三方領知替え（川越・長岡・庄内、三藩間の領知替え）の命に対し、庄内で発生した領知替え反対一揆（いわゆる「三方領知替反対一揆」）について、黒正殿・塩見薫が公にした見解に対し反論を加えている。以下、黒正・塩見の順に、その反論を確認していききたい。

国分は一九三〇（昭和五）年刊行の学術誌『経済史研究』に「庄内酒井侯の長岡転封に就て」と題する論文を発表し、その中で黒正著『百姓一揆の研究』（一九二八（昭和三）年十一月出版）への反論を述べている。次に提示するものは、国分が批判対象とした黒正の著作中の一節である。

（前略）庄内地方の人々が善政を布ける領主を擁護せるは、人倫道德上一大義拳であると称揚す。余（博士）も亦一面に於てその然る所以を是認するものであるが、又他面より見れば、経済上の利害関係より来れる事を看過することは出来ない。例へば歎願状の一節に「其上国中

へ御扶持戴き候程の金持は御供仕度と奉願上候由、巳年より続いての凶作にて皆々一（国分云、同字脱か）つかれ居候処に」とあるに徴しても、単に主従離別を悲しむといふ封建的倫理観のみで起つたものとはいへない。之は、封建制度の崩壊期に於ける領主対農民の關係が經濟的に条件づけられて居る事を示すものである。（後略）

（提示史料内の傍点・取消線は原文のママ。判読不可部分の■、傍線、丸括弧内記述は特に断らない限り筆者附。以下も同）

黒正は庄内における領知替え反対一揆について、「一面」において「善政を布ける領主を擁護」せんとする「人倫道德上」の「一大義拳」であると「是認」する一方、その發生要因には領主・領民間の「經濟上の利害關係」があつたことも「看過することは出来ない」と述べている。その根拠として、一揆を起こした人々が一八四〇（天保一一）年十二月二十三日に幕府提出した「嘆願状」の一節を示し、当時の領主と一揆を起こした人々の關係が「經濟的に条件づけられて」いると論じている。この見解に対し、国分は前出論文で次のように反論している。

（前略）予は、庄内藩民が藩主を慕ふて、引留運動をしたのは、封建的倫理観の主従關係のみであるとは云はぬが經濟上の利害關係一殊に条件づけられたる封建制度の崩壊期に於ける、領主対農民の經濟關係のみと解され易

すきやうな記事に就ては、今少し何とか補足して貰ひたかつた。（中略）換言せば彼の事件は、博士説の如く、經濟上の利害關係を看過する事の出来ぬのは、勿論だが、庄内藩主酒井侯を慕ふといふ農民等の運動が起つたのは、彼の天保十二年長岡転封事件の時に始めて起つたのではない、速く寛延二年にも、庄内酒井侯で預つて居つた幕府の領地の農民からも起つたのであつた（中略）尚又、此の如き類似の運動は、明治維新の際にも二三回起つたのである。此の不思議なる現象は他藩にも多くあつたであらうか？然らば、庄内藩民等が何故此の如く藩主を慕うて居たかと云ふに（中略）結局の所は、藩主が藩民を愛撫し善政を施したのが、他藩よりも勝れて居つたからであると思ふ（中略）従つて、普通の經濟上の利害關係を越えて、一種の主従的倫理觀念が養成されたものであると思ふのである。故に長岡転封事件の際に運動せる藩民（予は、単に農民のみの運動でないと思ふから、藩民と曰ふ文字を用ふ）の行動は、經濟的利害觀念を超越し、兵士が戦場に臨むが如く死を決しての大運動であつた。（後略）

国分は、一揆發生要因に「經濟上の利害關係」があつたとする黒正の見解に一定の理解を示しつつも、その記述方法は「領主対農民の經濟關係のみと解され易」く、「今少し何とか

補足して貰ひたかつた」とし、その「補足」として自身の見解を論じていく。

まず、庄内藩主を慕うゆえ「農民等が運動」を起こした出来事は、この一揆のみならず、一七四九（寛延二）年と「明治維新の際」にも起こっているとする。

前者については、先に提示した史料後略部分において、一七四九年に庄内藩主酒井忠寄が越後国内の幕領管理の任を解かれた際、同地住民が忠寄の善政を慕い、幕府に庄内藩の管理継続を願ひ出たとする出来事を、また、後者については、政府から庄内藩主酒井忠寶が一八六八（明治元）年に会津若松、翌年に磐城平への転封を命じられた際、庄内で展開された転封反対運動を紹介している。

そして、これらの運動が発生した要因は、藩主があらゆる「藩民」を「愛撫し善政を施した」結果、両者間に「経済上の利害関係を越えて、一種の主従的倫理観念が養成」されていたためとする。それゆえ、天保期の領知替え反対一揆も庄内の「藩民」を挙げた運動となり、また、参加者の決意は「戦場に臨む」兵士の如く決死のもので、それは「経済的利害観念を超越」していたとするのである。

さらに国分は歴代の庄内藩藩主の事跡について触れ、その善政ぶりを強調している。次に提示するものが、その内容に該当する部分である。

（前略・庄内藩祖酒井忠次の示した「敬神の念」と「無民の善政」について）其志を繼いで代々の藩主は何所迄も撫民の善政主義で明治維新に至つたのである。故に、前述の通り、寛延二年には酒井侯思慕の運動が幕府の領民からも起つた（中略）尚ほ之は参考の爲であるが、元和八年、庄内に初めて信州松代から入部した、酒井氏第三代宮内大輔忠勝は、新田を開き（中略）農村を八組に分ち各組には初蔵を設け、且つ家老柴谷武右衛門宗次の創意である米札を、寛永元年十月から発行して、藩民の便を計り（中略）次に四代摂津守忠當、五代左衛門尉忠義は、智慧伊豆と称された、幕府老中松平伊豆守信綱の庇護により、大いに藩勢を充実された（中略）而して六代左衛門尉忠眞の次の彼の七代忠寄時代に移るのである。此の忠眞及び忠寄は、荻生徂徠・太宰春台・佐藤直方等に就いて学んだ藩士を登用して（中略）殊に徂徠と春台に就いた水野元朗は出色の家老で、其の功績は其當時から天下に顕はれ、庄内の名大夫と云へば、直に水野元朗を指したと云ふ話である（中略）以上は庄内藩の良い方面のみを掲げたが、疲弊時代でもないでもなかつた。（中略）即ち忠徳の襲封時代は庄内藩の財政窮乏其極に達したのであつたが、忠徳は、水野元朗の学統を継いだ白井矢大夫重行、酒田富豪本間家中興祖本間四郎三郎光

丘等を登用して、銳意藩政を回復し（中略）此の忠徳の精神と善政は天下に冠たるもので、藩主と藩民との関係は愈々親密になり恰も水魚の如くであつた。然り、忠徳ある時曰く、「赤穂藩は四十七人の義士であるのみだが、我が莊内藩は藩民一同が義士になるであらう」と語られたさうだ。此予言は幸か不幸か実現する時代が来た。即ち表題の主人公十代左衛門尉忠器時代の長岡転封事件の際に藩民決死の歎願運動と、十三代左衛門尉忠篤・十四代忠實時代の明治維新前後の藩民大活動である（後略）

国分は歴代の庄内藩藩主が「撫民の善政主義」を貫いた理由は、藩祖忠次の「敬神の念」と「撫民の善政」の「志」を、忠次以降の藩主が守り抜いたためとしている。なかでも、白井・本間(註5)といった有能な人材を登用し、「財政窮乏」に陥る「藩政を回復」させた九代藩主忠徳(註6)の「精神と善政」は、「藩主と藩民」の関係を今まで以上に「親密」なものにしたとしている。そして、この「領主と藩民」の間に築かれた関係が、一〇代藩主忠器(註7)在世時の長岡転封反対を求める「藩民決死の歎願運動」および、明治初年の庄内藩の転封中止を求めた「藩民」の「大活動」へとつながっていったとするのである。

次に塩見に対する国分の反論を見てきたい。

国分は一九三六（昭和一一）年十一月五日、塩見が「歴史学研究」第三巻第三号に発表した論文「天保年間庄内藩の百

姓一揆の覚書(註8)」に対する反論を記した原稿(註9)を作成している。この原稿は、管見の限り、他人の目に触れた形跡は確認できない。ただし、各所に修正が施されていることから、国分の中では公にする意思はあつたものの、何らかの理由で未発表のまま放置されたものと考えられる。

では、その原稿に記された塩見への反論を確認していきたい。まず原稿の冒頭、国分は次のように論じている。

塩見蕙氏君足下、足下には未だ面■晤の機を得ずすと雖も、幸にも足下の執筆の「歴史学研究」第三巻第三号「天保年間庄内藩の百姓一揆の覚書」といふ長い表題の玉稿に拠れば（中略）足下のは所謂■近來旅行■の「認識不足」なるを文字通りの御徒論あるを發見せり。即ち曰く要之、庄内藩の農民一揆は、領主と同一の利害条件の上立てる村吏らの主唱により更に領主の転封を看過し得ないまでに、それに喰入つて居た右町人の支持下に行はれたものであり、農民自身の態度は、極めて消極的なものに終始したものがあつた。

と。茲於て足下は改めて質ふ（後略）

国分は塩見の論文中、「認識不足」の箇所を發見したとして、その該当箇所を提示している。そこでは、領知替え反対一揆の際、庄内で積極的に活動したのは「村吏」と「町人」で、「農民自身の態度は、極めて消極的なものに終始した」と述べら

れている。この点について、国分は次のように塩見を「質」している。

(前略) 足下よ、莊内藩の其土地の歴史を知らずして、 莊内藩を事を論ずるは最も危険なるは事冒険に非ずや (中略) 足下よ、筆者は莊内藩の事を論ずる前に、足下に実例を示して、足下の認識不足なるを、 論し ( ) 諸戒となさん。足下は今は 臺北高等学校に教授に 奉しつゝ、ありと云ふに非ずや、然は質ふ、貴校の教員会議は如何、貴校の学生会議は如何。筆者は一歩を進めて質ふ、同一学校に職を奉する者は、同一の利害関係の上 に見立てる者なりや、学生会議の如きはも、主催者と被主催者とは如何なし関係あり 如何によりて、彼前者が消極的なる事あり積極的なる事あり、又た後者が消極的なる事あり積極的なる事ありとあるに非ずや、然る然り、消極と積極とは、其の往時 所業て據つて異なるは 解するならば、 莊内藩農民の中に極めて消極的なるもありても、何等、不思議な事に非ずや。(後略)

国分は塩見の勤務先「臺北高等学校」の「教員会議」と「学生会議」を例に次のように論じている。

まず、一つの団体に属する全構成員が「同一の利害関係の上」にいることなどあり得ず、また、態度が積極的になるか否かは、相手にする人・時と場合によって変化するものとし

ている。この例から、国分は「村吏」の全てが「領主と同一の利害条件」に立っていたわけではなく、さらに、反対一揆の期間中、全ての「農民」が「消極的」であり続けたわけではないと主張したかったものと考えられる。

また、黒正への反論でも確認したように、領知替え反対一揆は、藩主の善政を慕う「藩民」が起こしたものと国分は理解していた。そのため、「村吏」・「町人」・「農民」と分類し、各々の態度に差を論じる塩見の分析方法の是正も求めたといえるのである。

### おわりに

本稿では、近代における郷土史家の活動の一事例として、山形県庄内出身の郷土史家 国分剛二を取り上げ、同人が大正末期から昭和前期にかけて、末松謙澄・黒正巖・塩見薫ら著名な歴史学者を相手に展開した、幕末維新期の庄内の歴史事象の解釈をめぐる反論活動の様相を明らかにしてきた。

国分の反論内容はこれまで述べた通りである。

それら国分の反論には、一貫して、旧庄内藩擁護の歴史観を垣間見ることができる。このような歴史観を国分が有するに至った経緯を明確に示すことは難しい。ただし、前述「はじめに」で述べた、上京以前に国分が勤務していた「六十七

銀行」は、明治前期に旧庄内藩幹部が設立し、かつ、以後もその経営に深く関与している。<sup>(5)</sup> また、上京後、国分は東京に向向いてきた旧庄内藩主酒井家当主の出迎えに参加するなど、上京以前・以後も旧庄内藩と近い関係にあった。

これら旧庄内藩との関係性に即して見れば、国分は旧庄内藩擁護の歴史観を持ち、郷土史研究に取り組んでいたと判断しても差支えないだろう。そして、本稿で明らかにした歴史学者達への反論も、その歴史観の正当性を示すべく起こされたものと考えることができよう。

この点をふまえて、改めて本稿で触れた国分の反論を見ていくと、塩見への反論については、根拠不明確なまま自身の歴史観を押し通さんとする感情的なものと判断され兼ねないものであったといえる。その点は、史料を解釈したうえでの見解ではなく、当時の塩見の職場における人間関係のありようを反論材料として持ち出していたことに表れていると考える。

一方、末松・黒正に対しては、塩見への反論に比べて、可能な限り史料に即した解釈（末松への反論については羽柴の研究も引用）に基づき、両者の見解の矛盾や不足している点突き、そのうえで自身の歴史観の正当性を説かんとするものだったといえる。また、両者への反論が、新聞・学術誌という、不特定多数の人間の目に触れる媒体においてなされて

いたことも強調しておきたい。

最後に、先の「はじめに」で述べた通り、近代において、郷土史家の研究能力に対し、その周囲には懐疑的な見方が存在していたと指摘されている。

本稿の例のみで論じることはできないが、その評価は、当時、郷土史家の研究能力の真を突いたものであったかは疑問が残る。この点を解明するためには、現状では不足している郷土史家の活動を正面に据えた研究の積み重ねのみならず、その活動について、周囲は如何なる評価を下していたのか、その様相も含め検討していく必要があるだろう。

これらを今後の課題に据え、本稿を終えることとしたい。

【表】論点・掲載史料別 末松・羽柴の主張（一部抜粋）

	末松謙澄「東北人謬見考」	羽柴雄輔「東北人謬見考 評論」	末松謙澄「東北人謬見考 評論答弁」	羽柴雄輔「鶴岡日報」論説
論点 ①	「戊辰奥羽戦争ニ付テハ東北文書中事実ニ組織セラルモノ曲筆ニ陥レルモノ少カラス（中略）今此等ヲ綜合シテ一括ト為シ此附録ヲ作り試ニ題シテ東北人 謬見考ト称ス頗フニ東北人ニ在リテハ戊辰ノ事ニ於テ要スルニ敗者ニ外ナラス其立脚地ノ回護ニカムルハ人情ノ自ラ然ラシムル所（中略）然レトモ予既ニ一個ノ歴史著者タリ乃チ事ノ真相ヲ闡明スルハ已ムヲ得サルノ義務アリテ存ス（後略）」（1頁）	「戊辰奥羽越の戦乱は薩長両藩の政策上より戦争を断行せられたるものにて其責任百年論定まるる俟たず薩長之を負はざるべからざるものなり然るに近頃末松謙澄子は東北人謬見考を著し我田引水的の曲筆毒筆を弄して奥羽諸藩を誣ひ其責任を負はしめんとせり（中略）然るに他藩に於ては之を弁明するに自ら其人あるべし（中略）故に予は我莊内藩の、無罪にして朝敵の罪名を下され、私怨を以て討伐せられたる頗末を弁明して、予の論を批評するに止めんとす。読者之を諒せよ」（序文）	「尊敬スヘキ一庄内論者（羽柴）アリ予ノ東北人謬見考ニ対シ滔々数万言ノ論 評ヲ加ヘ之ヲ世ニ公ニシ人ヲ介シテ一本ヲ予ニモ示サレリ論者（羽柴）ハ予カ（中略）此謬見考ヲ作ルハ雅量ヲ缺クト咎メ人身攻撃モ少カラサレトモ実ハ東北人間ニ於テ五十年後ノ今日ニ於テ仍時勢変遷ニ頗應セサル議論ヲ弄シ陸統トシテ関西諸藩殊ニ薩長二藩ヲ非 議スル文書ヲ公刊スルモノモ少カラス此挑戦アルカ故ニ予ハ防長回天史ノ著者トシテ相当ノ防衛的弁駁ヲ加フルハ已ムヲ得サルノ事ニシテ亦史家トシテノ一義務ナルヲ信ス（中略）唯夫レ論者（羽柴）ノ言フ所ハ予ヲ以テ之ヲ見レハ猶東北一流ノ口吻ヲ免レス薩長攻撃ヲ論評ノ根基トセル所多キニ居リ史実論トシテハ未ターモ予ヲシテ首肯セシムルニ足ルモノアラス（中略）因テ今論者（羽柴）ノ要点ニ対シテ聊カ答弁ヲ試ミントス（後略）」（101・102頁）	「（前略）博士一派の史眼が奈辺にあるかの一例を茲に掲げて読者諸君の一言を煩したい、それは、山形県酒田本間家に珍藏して居る、例の世良修蔵の手翰に關することである、博士（末松）曰く、近時某県旧来の大富豪某家（姑く其名を秘す）ニ於テ頗高価ニテ其原本ヲ入手シタトテ之ニ珍藏セリ、予ハ其写真ヲ然覽セシガ遺憾ナガラ眞物ニ非ズト断定セザルヲ得ズ」（三五〇頁）とある（中略）一個の史学者を自任して居る博士が単に筆跡写真のみを熟覽してかうした断定を下すといふことは、果して史学者として忠実な態度であらうか、此世良の手翰に就いては（中略）福島に居つた甘古犬塚又兵（翁と同郷人）が、福島島で入した物で、私（羽柴）が犬塚の依頼により、東京帝国大学史料編纂掛の鑑定を乞ひ、此掛の人々が真正の世良の手翰と極めを附けたのでそれで、酒田の本間家に周旋したのだから、博士が、疑物であると云つたからとて、無造作にそんな疑物であらうと断定する訳には行かぬ、況や博士は、世良の手翰の或る一部分と他と世良の眞蹟の一部分とを比較してそんな事を云つてゐるのだが未だ一研究の余地があるからおいそれと降参する訳には行かぬよ」と七二頁に掲げたる写真版を指しながら云はれるのであつた、（後略）」（1926年9月8日）

<p>「(前略)庄内藩ニ於テ自ラ無罪ヲ呼フ如キハ其當ヲ得タルモノト認メ難シ去年(慶応2年)十二月以來江戸幕閣ハ兵力ヲ討滅セント決意セリ之カ爲メ江戸ニ於テハ(慶応3年)十二月二十五日庄内其他ノ兵力ヲ以テ公然薩藩邸ヲ砲撃シ(中略)逃走セル薩人及ヒ浪士等ヲ殺セタル薩船ハ幕艦ノ爲メ追撃セラレテ纒ニ免レ既ニシテ其薩船及ヒヒノ薩船ハ翌年正月三日及ヒ四日更ニ紀淡海上ニテ幕艦ノ爲メ砲撃セラレタリ其際大阪灣ニ在リシ幕艦司令榎本ハ江戸ニテ既ニ薩邸ヲ討伐シ既ニ戦時トナレリ故ニ砲撃スト主張シタリ(第一章末段参考)庄内藩ハ幕閣ト事ヲ共ニセリ(中略)即チ薩邸砲撃薩船砲撃伏見鳥羽開戦ハ相聯統シタル一事件ト見做スラ得ヘシ(後略)」(82・83頁)</p>	<p>「(前略)莊藩の薩邸を撃破せしは幕閣は薩長の罪筆なり、此事件の起は薩邸の浪士等莊内の市中取締の嚴重なるを以て、押借強盜を恣にすること能はざるを怨み(中略)莊内市中取締人数の宿所に襲ひ来り不意に発砲挑戦せしに起りしものなり(中略)是に於て莊藩は市中取締上止むを得ず暴行浪士を討伐せんことを幕閣に請願せり然るに幕閣は浪士の薩邸を出つるを待て捕縛すべしと指令せり(中略)若し大阪の会桑兵と相呼応して事を挙げたるものならんには豈斯の如き指令を發するものならんや(中略)庄内藩は幕閣の命に失望し取締辭職を願出是に於て幕閣(中略)大に當惑し更に先ず令して、浪士を漏さぬ爲薩邸を囲み使者を邸内に遣して浪士引渡を交渉すべし、依て莊藩は幕令の如く交渉せしも薩人は詭弁を弄し言を左右に寄せて浪士引渡を肯ぜず、遂に談判破裂して討伐となりしなり(後略)」(3~8頁)</p>	<p>「(前略)江戸薩邸ノ討伐ハ尋常ノ市中取締行為以上ニシテ既ニ戦鬪行為ヲリ(前出榎本武揚の言・在府幕閣も開戦主張・中略)十二月下旬初メニ至リ庄内藩ハ薩邸ヲ討伐ヲ幕府ニ強請シ(中略)庄内人中ニハ當時庄藩ハ巡邏屯所ニ発銃シタル位ノ小故ヲ以テ薩邸ヲ討伐スルハ私怨報復ニ類ス因テ之ヲ尙早トシ浪士暴行ノ増大ヲ待タントセシモ幕府ハ強テ之ヲ命シタル爲メ遂ニ之ニ從ヒタリトノ説ヲナス者アリ又之カ爲メ他藩兵ノ共力ヲ幕府ニ乞ヒタリトノ説ヲナス者アリ共ニ史談速記録ニ見ユ就中林源太兵衛ノ如キ庄内人ハ屯所ニ發銃位ノ事ヲ以テ薩邸ヲ討ツハ早計トノ論ナリシモ幕閣ハ討伐ニ決定セリ其レニハ会津藩士カ余程關係シテ此ニ至ラシメタモノト聞ケリ」(ママ)トサヘ言ヘリ(史談速記録八十七組)假令然ルモ薩邸攻撃ハ幕府ノ命令ニ出タル戦争行為ニシテ庄内藩ハ幕府ト事ヲ共ニシタル主力ナリシ点ニ於テハ同一ナリ二十四日留守幕閣遂ニ討伐ヲ命シ(中略)藩邸ヲ撃破シ多數ノ浪士及ヒ男女薩人ヲ殺傷(中略)遂ニ伏見鳥羽事件アルニ至リタリ是レ明白ナル事實ナリ(中略)予ハ此趣意ヲ以テ薩邸討伐ヲ尋常ノ市中取締以上ノ行為ト見テ鄙柴ヲ記シタルニ論者(羽柴)ハ之ニ反對シ之ヲ市中取締上ノ必要行為ニ過キストシテ立論シ種々論争セルモ是レ殆ント史実ヲ無視セル結果ニ陥ラサルヲ得サル如シ(後略)」(103~105頁)</p>	<p>「(前略)博士が「江戸薩邸討伐は尋常の市中取締行為以上にして既に戦鬪行為たり」(一〇三頁)と論じたるに對して翁は「莊内藩の薩邸を撃破せしは、薩邸の浪士等莊内の市中取締人数の宿所に襲ひ来り、不意に発砲せしに起りしものなり」と駁して居る此駁論により如何に博士一流の詭弁と曲筆を振ふも今更此明々白々なる事實問題に対しては一顧の価値も無い(中略)博士説の如く莊内藩が薩摩藩に對して戰鬪的態度を執りたりと仮定して見ても、莊内藩が朝廷に對して不軌を企てたといふべき何等の形迹も見出されないではないか、然り、此江戸薩邸焼打事件を以て莊内藩追討の第一原因なる博士一派の人々は、莊内藩を賊軍なりとする口實を見出すべく、彼等が如何に苦みつゝありしかを窺ふに足る好資料を供給するものではないか(中略)翁が莊内追討は、薩長の私闘に過ぎずと、論定せらるゝは、即ち此爲めに他ならん(後略)」(1926年9月3日)</p>
---	--	--	---

論点  
②



<p>「(前略・大政奉還以後)此時二方リ酒井氏ニシテ若シ反省ノ心アラハ一意識慎シテ尊王ノ誠意ヲ表スベシ(中略)然ルニ酒井氏ノ為ス所ヲ見ルニ事茲ニ出テズシテ反テ藩使西上後聞ナク江戸ヲ去リ幕兵新徴組其他ヲ率キ藩地ニ帰リ隠然封境ヲ鎮シ(中略)剰ヘ(慶応4年)正月十五日ノ討幕ノ為メノ出兵ノ朝命ニ對シテ徳川家トハ君臣ノ情アリ之ヲナスニ忍ビズトテ之ヲ辭拒セントシテ他諸侯ノ敢テ為サル所ヲ為シ使人ヲ馳セ(中略)東海道吉田駅ニテ之ヲ大総督宮ニ稟申セリ是レ既ニ朝憲干犯ノ事タリ(中略)大総督亦既ニ聞ク所アリ乃チ其請ヲ斥ケ又使人ノ上京ヲ禁ズ庄内人ハ曰ク当時大総督ハ之ヲ鎮撫總督ニ出願スベシト命シタリト(中略)是猶庄藩ニ改悛歛願ノ機会ヲ與ヘタルニ過ギザルコト知ルベシ(後略)」(83・84頁)</p>	<p>「(前略) 莊内藩の使臣を西上せしめ、吉田駅に於て大総督に稟申せしは些も朝命を拒絶せんとせしものにあらず(中略)徳川氏と同宗にして君臣の關係ある莊内藩にして、其主慶喜の為に斯ク哀願せしは忠孝を主とする皇國の精華を發揮し他日勝安房の行ひし所を率先行ひたるものにて最も賞讃すべき美事と云ふべし(中略)然るに却つて之を以て朝憲干犯など、強ふは(中略)慶喜の為に哀願して果して朝憲干犯ならんは恐れ多くも和宮殿下も朝憲干犯、勝安房も朝憲干犯と云はざるべからず(中略) 莊内使臣の吉田駅に於て大総督に稟願せし時之と応接せしは參謀林致十郎なり(中略)林參謀帷帳の中に入り正親町、西田辻両卿と協議の後出て、云ふ慶喜が悪しき事を為せし故勅弁して呉れと云ふ一片の歎願にては採用も成り難き事故先づ貴藩に於て勅証を挙げ方向を判然立立て之ならば大丈夫と朝廷にて御安堵思召さるゝ上ならでは何事も採用は相成らざる事(中略) 奥羽には別に鎮撫總督沢、醍醐の両卿出陣せらるゝに依り確と方向を定めし上勅証を立て鎮撫府に歎願すべし其上大総督にも上申すべしと達せらる(中略) 使臣は急ぎ帰國して復命せしかば重臣の會議となり(中略) 出征は何方なりとも仰に従ふべしと願ひ且此際官軍にて最も必要なるは軍費なるべければ數万金を 獻して勅証を立て立つに如かずと決議す之を以て使臣を馳せ鎮撫府に出願せしも參謀等は一瞥をも与へずして退けたり、然るに論者(末松)は之を以て朝威を犯すも太甚しと謂ふべし鎮撫使の之を省せざりしは弊る当然のみと結ばれしは何事ぞや、實に大総督の命令を無視せる怪事なりと云ふべし(後略)」(8~13頁)</p>	<p>「一予ハ庄藩使臣カ吉田駅ニ於テ出兵免除ヲ東征大総督ニ稟申シタル件ニ関シ云々セシ所アリ(中略) 論者(羽梁)ノ言フ所ハ出兵免除ノ稟申ヲ全然隱匿セルモノニシテ是レ諸君就中酒井忠實家記(中略)ト符合セス同書ニ左ノ如ク見ユ(中略) 明治元年二月日不詳就徳川慶喜叛逆為追討近日官軍東海東山北陸三道可令進發(中略)是全畿奸之輩主家を誣ひ聖明を蔽ひ公武の隙を搆し私の利を謀らんとするに疑なし且つ累代の主家に敵し炮刃を接せんこと最可難之至也早く使者を京都に差登せ六師応援の儀 御免を蒙らん事を奉歎願主家冤枉の情状をも哀訴可仕と家采石井與惣土 屋新三郎兩人を京都へ為差登(中略) 是レ使臣西上ノ勅機ト稟申ノ事項トヲ最モ明白淡泊ニ記載シテ政府ニ答申シタルモノナリ論者(羽梁)ハ如何ニ之ヲ弁解セントスルヤ慶喜ノ為メノ哀願ト稱スルハ卑口從ニシ朝廷ノ措置ヲ根本のニ覆サント欲セシ意圖言外ニ露ハルト言フモ之ヲ否ムコトヲ得ルヤ(中略) 隨テ實ハ抗議的稟申ナラン(後略)」(106~112頁)</p>	<p>「(前略) 博士は「莊内藩使臣カ吉田駅に於て東征大総督に稟申したる事件は、出兵免除を稟申したるものなり」と(中略) 一流の婉曲なる筆致を以て弁じ立て、且つ、此時莊内藩使臣石井與惣、土屋新三郎の兩人が、藩を代表し全権を活用して作成提出せる大総督宮へ哀願書(一〇六頁)を(中略)「出兵 辭拒の事を除き跡證的に一文を作成し、酒井左衛門尉の名を冒し、更に遠州浜松に於て大総督府參謀に出したるものにして、莊内藩主の眞物に非ず、使人も初めより其受理を期したるに非ず」(一〇二頁)と論歩を進めて居る。「莊内藩主の眞物に非ず」云々の立論の妥当と否とは姑く之れを措くが、明治天皇 加冠の奉祝進獻物をさへも、參謀林致■郎一個人の計ひにて拒絶したのは何故であるか(中略) 林參謀に拒絶するやう間接に仰付たのは何人であるか(中略)「朝憲干犯」とはかくの如きをこそ謂ふべきではあるまいか(後略)」(1926年9月3日)</p>
--	---	---	---

<p>「(前略・慶応4年4月)官軍清川進入ノ一挙ノ如キ僅々二百ノ薩長兵ヲシテ之ヲ行ハシメタルハ智慮ノ上ニ於テ予モ亦其得失ヲ疑ハントス然レドモ条理ノ上ニ於テハ何等ノ非議スベキ所ヲ見ス澤副督自ラ庄内口ニ進軍ヲ決シタル時ニ於テ庄内ノ叛形既ニ顕然タリ(中略)庄内当時ノ事情ハ東北北ラシテ之ヲ語ラシムルヲ卑口便宜トス仙台戊辰史ニ左ノ如ク見ユ</p> <p>奥羽ノ形勢ハ薩長ニ対スル反感ニヨリテ(中略)会津ヨリハ梶原平馬、伊藤佐太夫、武井桐亭、清水作右衛門等ヲ密使トシテ仙台米沢庄内ニ派シテ内々周旋セシムル所アリ又庄内ヨリハ天野与一右衛門、菅秀三郎、本多安之助等ヲ仙台米沢会津ニ密派シテ周旋セシメタルガ会津ト庄内トハ同盟シテ死生存亡ヲ共ニスルヲ誓ヒ仙台米沢ヲ説キテ延テ奥羽列藩ノ同盟ヲ促シ(中略)薩長ノ姦徒ヲ攘ヒ君闘ヲ清メテ維新ノ鴻業ヲ翼賛スヘシ申シ合セ(後略)」(84～86頁)</p>	<p>「(前略)薩長の清川攻撃は庄内に朝敵の罪名を負しむるを急きたるものにして(中略)故に戦に敗れしも却つて智慮の上にて勝利を得しなり、庄内に於ては守兵は置きしも(中略)苟くも官軍たるものは罪状をも糺明せずして馬賊的に突如襲撃するものにあらざと確信するを以て胸臆は築きたれとも番兵をも置かず(中略)沢副督自ラ庄内に進軍を決したる時に於て庄内の叛形既に顯然たりとは何事ぞや(中略)薩長は清川に於て不条理の襲撃を為し強いて開戦せしめ庄藩は王師に抗せり、朝敵なりとの口実を始めて得たるを以て(中略)閏四月七日に至り始めて酒井忠篤の官位を止め、家臣に至るまで入京を禁ぜられたり、これにより之を見れば此以前(清川奇襲以前)は庄藩を朝敵と見做ざること明瞭なるにあらざるや(中略)又論者(末松)は仙台戊辰史を再三再四曲筆と呼び毒筆と叫びながら自家に都合の能きことは斯く月日も明記せざる附言を捕へて庄内を誣ひんとするは何等の怪事ぞや、庄内に於ては藩主上京すべき朝命を受けては速に之を遵奉して其準備を為し大命一下すれば討会を一藩にて引き受くるも敢て辞せざるの決心を為せる際に当りて何を以て会藩と密使を交換して同盟を謀るの理あらんや。又奥羽列藩は閏四月廿三日白石に於て会莊二藩を除きて攻守同盟を締結せり斯く除かれたる庄内藩にして何を以て奥羽諸藩に説き同盟を促すことを得べけんや(後略)」(25～33頁)</p>	<p>「一予ハ庄内事件ニ於テ鎖撫使ノ取りシ手段ハ全体ニ付キ智慮ノ上ニ於テ遺算アリト信ズルモノナリ(中略)論者(羽柴)ハ之ニ対シ概略左ノ如ク論評セリ(中略)薩長ハ清川ニ於テ不条理ノ襲撃ヲナシ庄内ヲシテ強テ開戦セシメ庄藩ハ王師ニ抗セリ朝敵ナリトノ口実ヲ初メテ得タ(中略)論者(羽柴)ノ言ノ如クナレハ(中略)副督府ハ薩長兵ヲ犠牲トシテ此事ニ及ヒタルモノトセサルヘカラス薩長兵ハ鎖撫使カ京師ヨリ従ヘ来リシ僅少ノ官兵ノ大部分且ツ中堅ナリ故意ニ之ヲ犠牲ニ供セントハ常識ノ想像シ得ル所ニ非ス(中略)寧口副督府カ官兵一タヒ其境ニ入ラハ官藩直チニ兵器ヲ投シテ降服スヘシト速断シタル遺算ニ基ケルヲ真ニ近シトスヘキ(中略)殊ニ総督府アリ副督府アリ論者(羽柴)カ毫モ之ヲ眼中ニ置カス且ツ此清川進撃ヲ論スルニモ冒頭ヨリ薩長ノ清川進撃ハ東北長カ云々ト立論セルヲ筆法ヲ免レサルヲ奈何セン(後略)」(121～123頁)</p>	<p>「(前略)当時奥羽地方に來れる薩長人は(中略)奥羽の數藩に對し、如何すれば朝敵の悪名を負はせしむるを得るかにのみ焦慮せる人々であつた、かくの如き私怨の行動を執りながら(中略)博士一派の人々が無遠慮に我庄内藩を賊軍呼はりするは、吾人にとつて甚だしく迷惑千萬な次第である(中略)即ち博士曰く(中略)「予を以て之を觀れば、清川進撃は寧ろ副督府か、官兵一たひ其境に入らば、庄藩は直に兵器を投じて降服すべしと断断したる(中略)」と、然り、大に然り、薩長一派の人々は(中略)一度砲声を聞かせたら、庄内人などは腰を抜かして、直く械降参するであらう位の浅い考へを持つて居たであらう。而して若し反抗したら其時は、私怨を隠して例の官軍の大族を其向から振りかざさうといふ一挙兩得の両刀使的姦策を講じたのである故に翁が「薩長の清川攻撃は庄内に朝敵の罪名を負はしむるを急きたるものにして(中略)」評したのは眞の正論であり、動かざる定評である、要するに、翁の論旨は、庄内藩官賊の別(ママ)れ目は、清川の第一戦にあるか、之れも庄内藩自ら朝廷に反抗して、賊軍となつたのではなく、寧ろ薩長一派の爲めに欺き陥れられたる結果、已むを得ず、朝敵の悪名を蒙つたのであるから、大正の御代となつてまでも東北人の大部分を以て賊軍呼はりするは、穩当でないといふに帰するのである(後略)」(1926年9月11日)</p>
--	---	---	---

論点 ④

論点 ⑤

「(前略) 庄藩ノ主張ニ依レハ朝廷ハ藩主上京ヲ命シタリ又官位未ダ擬レヌ故ニ朝敵ニ非ズ征討ノ号令ハ鎮撫使參謀等ノ私怨報復ナリトテ之ヲ大声疾呼スルモ (中略) 朝敵タルノ実情發現スルトキハ大総督及ビ鎮撫使ハ何藩タリトモ直ニ征討ヲ実行シ得ルハ当然ナリ且又官位擬奪ハ事前ニ於テスルコトモ事後ニ於テスルコトモアラシ (中略) 之ヲ以テ朝敵ト否ト決定スル境界線トスルノ定規アリト信スベカラス (中略) 要スルニ独リ庄内ノミナラス奥羽諸藩失敗ノ根元ハ薩長ノ新勢力ヲ嫉視シ朝廷ト薩長ト別物視シテ (中略) 而シテ薩長ハ既ニ朝 廷ト一体トナリ関西ノ諸侯伯亦皆既ニ勢力ノ相異コソアレハ薩長ト同位置ニ在リシヲ洞看シ得ザリシニ在ル如シ (後略)」 (86・87 頁)

「(前略) 官位擬奪ノ一事は左もあるべし藩主上京の命を受けしは仮令他藩同様一般的の命令なりとするも之を速かに遵奉して上京の準備を為す (中略) 寧ろ勤王の厚きを証するにあらずや、之を朝敵に擬せらるゝの罪は何れにあるか (中略) 藩主の上京を急ぎ居る時に当り、鎮撫府参謀の誣言を奇貨として早計にも征討を取行せしは無名の師にあらずして何ぞや、凡そ戦争は (中略) 談判破裂して始めて開戦となるもの (中略) 然るに鎮撫府参謀は其計茲に出でずして討伐を取行せしは論者 (羽柴) の言の如く、庄内征討は大総督京都出發 以前よりの方寸なればなり、否徳川慶喜大政奉還以前よりの方寸にして薩長は政策上私怨上順を逆に取り理を非に曲げて血を見ずば已まざるの決心に出てたるを實現せしものなり。事実斯の如くなれば奥羽人の朝廷は朝廷、薩長は薩長と見做し憤慨蹶起せしも已むを得ざる事と云ふべし、又官軍の大勢力は薩長なり之に次くものは土肥なり之等の諸藩既に朝廷を擁しての行動なれば其他の諸侯は大勢力の定まるを察して之に附和雷同せるものなること明かなり (後略)」 (17 ~ 19 頁)

「一論者 (羽柴) ハ更ニ其地歩ヲ進メテ論スル所アリ酒井氏ハ三月末ノ召命ヲ受ケシトキ如何ニモ殊勝且ツ迅速ニ之ヲ遵奉スルニ怠ラザリシ (中略) 鎮撫使カ征討ヲ政行セシハ無名ノ師ナリト (中略) 薩長ハ慶喜大政返上前ヨリ政策上私怨上庄内征討ノ方寸ナリト論ハ殆ンド答弁ヲ要セザルコト前既ニ言及セリ 仮リニ薩ト庄内トニ私怨アリトセハ薩邸焼 打ノ一件ナルヘキモ是レ慶應三年十二月ノ事ナレハ年月符合セス加之薩邸討伐ハ幕閣及ビ庄藩等老西郷等ノ術中ニ 陥リタルモノナレハ薩人ハ怨恨アリトモ寧ろ歎喜ノ気味アリト長ト庄内トニ私怨アリトセハ元治甲子江戶長藩邸押取ノ際ニ庄内兵受取兵ノ主タルモノナリシ一件ヲ指スナランモ是ハ事体頗ル殊ニ且ツ比較的輕微ニシテ長州人ハ之ヲ私怨トセシ痕跡絶テナキノミナラス慶喜大政返上前後ニ於テハ長州ハ猶孤立封鎖ノ裡ニ在リテ庄内征討ノ如キ事ニ念慮ノ及フヘキ時ニモ非ス其他ニ付テ之ヲ見ルニ (中略) 開戦前ノ交渉談判ニ付キ論者 (羽柴) ノ言フ所ハ対等主權國ニ 付テ言フベキ例ニシテ本件ノ如キニ選用スベカラス加之當時庄藩ハ既ニ東征大総督府ノ警告ヲ受ケナガラ之ニ顧慮セス自ら不謹慎ノ動作ニ出テシコト既記ノ如シ鎮撫使カ全然予知セシメス突然征討ヲ発令セシ如ク論スルハ中ラス (後略)」 (141 ~ 143 頁)

「(前略) 翁曰ク「莊内藩征討の方針は大総督府より示されて始まりものに非ずしてそれよりも遙以前に即ち徳川慶喜大政奉還御殿で以前に既に決定せるものならん」と、其証として、徳川慶喜 藩 伐の密勅を引用して堂々と公明正大の論陣を張れるに對して博士は「揣摩憶 測モ此ニ至リテハ一々之ヲ論駁セヨリモ予ハ寧ろ論者ノ為メニ之ヲ惜ミ之ヲ悲ム」 (一〇三頁) と最も簡単に、御手輕に博士一流の才筆を以て切り抜け (中略) 然り、莊内征討の原因が大総督府より示されて後に始まるものに非ずして、既に慶喜の大政奉還以前にありといふ実証が現れて来たら、博士一派の人々は如何なる態度を執らんとするのであらうか? 博士は「莊内に對する方針は鎮撫使の出發より略既に定まれる所あり」 (一〇三頁) とて其証に澤、醍醐阿彌と大総督宮との往復文書を引用して居る (中略) 此文中「酒井左衛門追討」の「追討」とは何の意であらうか? 莊内侯酒井左衛門尉を追討しなければならぬ理由は奈邊に存するであらう? 有体に云つて莊内藩では此頃 (明治元年二月十七日以前) 未だ朝廷に對して何等失礼にも拘らず「追討」といふ文字を負せらるゝのは、我等 莊内人にとつては、甚だ不可解且つ迷惑至極の次第である、然り、此引用往復文書こそは、莊内征討が慶喜の大政奉還以前既に略決定せる物なることを自ら語るに落ちてゐるの証とすべくでは無いだらうか。 (後略)」 (1926 年 9 月 2 日)

論 点 ⑥	<p>「(前略) 又按スルニ(慶応4年) 閏四月中秋田藩ヨリ庄内ニ送リタル戦書ニ対シ庄内ノ抗議アリシ際秋田藩ヨリ庄内ニ送ラントセシ書ハ(中略) 開戦ノ為メ先方ニ達セザリシモ当時秋田ノ藩情ハ未ダ戸村十太夫ノ白石会盟加名ヲ是認セザリシ際ニシテ反テ善ク東北人ノ眼中ニモ映シタル庄内罪状ノ大体ヲ表白セルモノト謂フベシ(後略)」(87頁)</p>	<p>「(前略) 閏四月中秋田藩ヨリ庄内藩に送リし戦書に對せる庄内藩の答書は左の如し(中略) 鎮撫府は其罪状をも糾明せずして征討の兵を向けられしは官軍にあるまじき言語道断の事也、然るに秋田藩は既に鎮撫府の命を奉じて出兵せしなれば庄内の罪状承知なるべし。其罪状委曲告げらるゝに於ては王師を勞するに及はず、速かに降伏謝罪すべし(中略) 薩長二藩が私怨を以て討滅せんとせし者なれば武門の習ひ已むを得ず兵馬の間に会見すべし。(中略) いかにも男らしく堂々として条理整然たる答書なり(中略) 之に對し秋田藩の送らんとせし書の途中開戦の爲達せずと云ふもの左の如し(中略・秋田藩發書狀中) 其一 莊内藩の徳川恢復を謀りしとは何を指して云ふか、莊内藩は征東大總督官の命を奉し多大の軍費を獻し、出兵は何方なりとも朝命に従ふべしとの二事を以て勤王の証となさんとせしに鎮撫使參謀は之を省せずして退けた(中略) 又其二 旧冬関東巡視の際諸藩邸内へ砲撃せし罪とは薩邸砲撃を云ふなるべし、之は前既に述ぶるが如く(中略) 職務上已むなく討伐を決行せるものなり。然れども莊藩に於ては浪士をして押借強盜等を働かしめたるは堂々たる薩藩の命令に出でたるものにあらず、一二藩邸留守の士の私行と見做せし(中略) 然るに鎮撫府は之を以て莊内の罪として討伐すべきを秋田藩に令せしは何等の怪事ぞや果して莊藩の浪士討伐を以て朝敵の罪とならんに恐れ多くも朝廷に於て浪士を薩邸に養ひ強盜狼藉を働かしめたるものとなるにあらずや。(中略) 薩長の私怨を報せんとしして莊内討滅を決行せし内情を愈明瞭に暴露せるものなり(後略)」(19～25頁)</p>	※記載無	※記載無
----------	--	---	------	------

<p>「(前略) 寒河江柴橋方面ノ庄内兵退去勸告ヲ為メ仙藩ヨリ庄内ニ急派セラレタル一條十郎ナリ(中略) 大石田二達シ偶然庄内藩勘定奉行高橋省助二過ヒ(中略・同地) 庄内藩が退去しない場合、押領罪により仙蔵長筑が討入ると官軍が三日(慶応4年4月)ノ官軍寒河江討入ニ先チ兵ヲ退クルノ急ヲ説ク(中略) 而シテ左ノ如ク記セリ</p> <p>十郎徐ロニ曰ク寒河江柴橋ハ何時ヨリ酒井家ノ所領セラレ、処ナルヤト高橋答フルニ此地ハ元ト天領ナリシモ主人先ニ江戸ヨリ引揚ルノ時ニ我藩預ノ新徴組扶助ノ為メ徳川家ヨリ受領セシモノナリト十郎曰ク(中略) 徳川氏又諸大名ニ領土ヲ受授シ或ハ削封スルコトハ皆政權委任アリシ仍レリ慶喜公昨年十月政權奉還以降伏見戦争ノ事アリ謝罪謹詣寺門ニ哀ヲ請ハルニ当リ天領ヲ臣下ニ授与スルノ理アラシヤ(中略)</p>	<p>「(前略) 抑も寒河江柴橋の地は莊藩に於て押領せしものにあらず強ひて賜りしにもあらず、正しく徳川家より預けられたる地なり。其命令は統藩傳諭後御事派に明記せり(中略) 吏を遣して之を處理せんとしは至當の処置と云ふべし、又之に僅の兵を附屬せしめしは由来此の地は博徒の横行甚しく(中略) 之が警備に派遣せしものにて何等異心ありしものにあらず、然るに天童藩吉田大八は(中略) 莊内藩が徳川旧領寒河江柴橋を推領して兵隊を多人数入告せし(中略) 又仙藩小松龍蔵は莊藩は徳川旧領前年の貢米二万三千余を積み出し酒田湊へ川下け運漕の由と報告せり(中略) 之が為に鎮撫府をして押領して征討の決心を深からしめたる罪は輕からず(中略) 莊内役人は柴橋に到着するや否や兵を繼々向けられ漸く役所の引継を済まして引き揚げたり。此の間何の暇ありて二万三千余の貢米を船を積して酒田に下すことを得んや(中略・柴橋代官河野新八証言有) 以て吉田大八の密告、小松龍蔵の復命は虚偽の甚しきものなり(中略) 唯寒河江柴橋兩地の授受を強ひて不当とせんには其の以前朝廷に於ては既に御幕領悉く没収せられたる一事なり、然れども此の朝命は(中略) 未だ関東にも奥羽にも達し居らざる時なれば(中略) 吉田、小松等の証言を信じ兵を向けられしは甚甚しき早謀狂計なりと云ふべし、又薩長二藩の真意は理を非に私に怨を報せんとすることあれば之を機會として莊藩に朝敵の罪名を負はせるが爲兵を向けられたるものと見做すことを得べし(後略)」(13～17頁)</p>	<p>「一寒河江柴橋事件ニ付内テハ鎮撫使若仙早々庄内兵同地方ニ出動シテ之ヲ古領シタリトノ情報及ヒ既ニ至レハ拾モ庄内兵ハ撤退シタル後ニシテ(中略) 旧幕吏河野俊八ノ答申ハ一時糊塗ノ言ニシテ庄藩ヲ此議シタル跡然タルモノナリ(中略) 然ルニ論者(羽柴)ハ此答申ニ非常ノ重キヲ置キ予ノ所言ヲ駁シテ概要左ノ如ク論評セリ寒河江柴橋ハ正シク徳川家ヨリ預ケラレタル地ナレバ棄置ハカラス吏ヲ派シテ之ヲ所理セントセシハ至當ノ処置ト云フヘシ又之ニ僅ノ兵ヲ附屬セシハ元來此地ハ博徒多ク騷々騒動ヲ惹起セルコト故モ關東ノ上野ノ如クシテ之カ警備ニ派遣セシモノニテ何等異心アリニ非ス云々トテ天童藩ノ吉田大八ハ復命ノ目シテ誣言ト爲シ而シテ河野俊八ノ答申セシ所ヲ(中略)「正直ニ有ノ儘答へたり」ト称シ「些ノ偽りモナク事實ヲ明瞭ニ述べたり」ト贊セリ予ハ問ハント欲ス此等ノ言果シテ論者(羽柴)ノ良心ト迄モ抵觸スル所ナキヤト元來寒河江柴橋ト授受ハ制度ノ大体上河川氏ノ授クルモノ非ナリ庄内藩ノ受クルモノ非ナリト仙藩藩一條十郎カ庄内君臣ニ向テ堂々論シタル所ニテ明ナリ(中略) 論者(羽柴)曰ク寒河江柴橋兩地ノ授受ヲ強テ不当トセンハ其以前朝廷ニ於テハ既ニ旧幕領悉く没収セラレシ一事ナリ然レトモ此朝命ハ京都ノ一方ニ掲セラレタルノミニテ未タ関東ニモ奥羽ニモ達シ居ラサルナレハ(中略) 一理ナキニ非サル如キモ実ハ道辭ノミ庄藩兵ノ退却ハ実ハ仙台ノ密使一條十郎ノ嚴談ニ依ルモノノミ博徒ノ横行ニ備フル爲メ僅ノ兵ヲ附屬セシメシト稱ス此モ目的ノ爲メニ一大隊ノ兵ヲ要セントハ信スル能ハス(後略)」(118～121頁)</p>	<p>「(前略) 寒河江柴橋事件に就いての博士論旨の要点は、莊内藩にて寒河江柴橋に出兵せるは官軍に対する敵対行為の示威運動にして、幕府が莊内藩に寒河江の管領命じたるは其命じたる幕府も悪しく、又受けたる莊内藩は最も悪し、即ち此に不當なる一件のみにても、既に莊内藩を征討する価値が十二分に有るといふやうな口吻である。(中略) 乍併、再考するに、博士の論拠は、莊内藩を賊軍に陥れんとするに急なるの余り、不偏不党公明正大に所謂一個の史学者としての事実の真相を闡明するの自分の責を、眞の歴史編纂には頗る縁遠い問題をも自己に有利な物とせよ見れば寸小極人的に誇張して述べ立て、居るから油断がならない。然り、此案の「評判」の中に其意が十分(マ)二(マ)に尽されて居るといふて可なりである。慶喜職を辭せし時の詔に「支配地市中取締等は是迄之追迫而被及御沙汰候事」の明文ありて、其後未だ何等の朝命をも受けざる時に於けるや。斯つ行違ひは若し鎮撫府参謀に誠意あらば莊内藩に一片の誤問書を送らる可きものなり、莊内藩に於ても(中略) 理由判明の上は速に奉還して事容易に解決せしならんに、事茲に至らずして、吉田小松等の証言を信じ、兵を向けられしは(後略)」(1926年9月4日)</p>
<p>論点 ① 十郎ノ議論正々堂々ト謂ベシ(中略) 十郎ハ二日午時鶴岡ニ着シ使命ヲ伝フ矣ハ其日早天庄内兵ハ寒河江方面ヲ去リ(中略) 此記事ニ依レバ寒河江柴橋ノ占領ノ正當ナルヲ知レリ又官軍ノ討入ニ先チ庄内兵ヲ退去セシメシハ仙台藩ノ行為ナルコト明白ナリ(後略)」(87～92頁)</p>			

※表は、末松謙澄「復刻版 防長回天史 十」(マツノ書店、1991年)。(初版：末松謙澄「防長回天史 第六編上」、末松春彦(発行)、合資会社東京国文社、1919年。修訂再版は1921年出版)、羽柴雄輔「東北人見聞考評論」(矢口親六・矢口親興(発行)、1932年)、「鶴岡日報」(国立国会図書館所蔵マイクロフィルム)を基に作成。史料の掲載頁・年月日は末尾括弧内に附した。また、表中記載史料中の括弧内記述は、山田孤風のものは原文ママ、他の括弧は筆者注となる。

## 注

- (1) 郷土史家の定義について、例えば由谷裕哉氏は、主に昭和戦前期に自らが郷土と考える地域に展開する歴史事象を研究し記述しようとした地方出身者ないし地方在住者と論じている（『郷土史と近代日本』、由谷裕哉・時枝務（編・著）、角川学芸出版、二〇一〇年）。
- (2) 国分剛二（一八九二～一九五八）山形県鶴岡生。一九〇七（明治四十）年に朝鳴小学校高等科卒業後、代用教員を経て、翌年から一九一八（大正七）年まで庄内の六十七銀行給仕。翌年から慶應義塾大学図書館勤務。東京の古本屋から多くの庄内関係資料を集め郷土史研究に没頭。国分所蔵の史料は、「国分文書」として鶴岡市郷土資料館に収められている。（『新編 庄内人名辞典』（以下「辞典」）、庄内人名辞典刊行会、一九八六年、二八七頁）
- (3) 古川武志「地域社会における郷土史の展開―泉州地域を中心として―」（『ヒストリア』一七三、大阪歴史学会、二〇〇一年一月、九九～一二三頁）。若井敏明「皇国史観と郷土史研究」（『ヒストリア』一七八、大阪歴史学会、二〇〇二年一月、一〇九～一三五頁）。入山洋子「自治体史編纂をめぐる一考察―文化史学的自治体史の誕生―」（『日本史研究』五九二、日本史研究会、二〇一一年十二月、二九～四九頁）。
- (4) 前出「郷土史と近代日本」。
- (5) 国分が執筆・編集した著書・論文は、『郷土史誌目録稿―慶應義塾図書館蔵本―』（国分剛二（編・出）、一九二九年か）『庄内ワッパ事件の資料』（国分剛二（筆・出）、一九四〇年か）、『庄内藩主酒井忠徳施政資料』（国分剛二（編・出）、出版年不明）、『太宰春台と水野元朗の「台仲録」』（国分剛二（筆・出）、出版年不明）、『下澤保躬と羽柴雄輔の交遊』（『思遠会会報』第五号、思遠会、一九三六年四月、三七～三八頁）、『日本には奴隸が居つたか』（『龍門雜誌』第五二二号、龍門社、昭和七年二月、二九～三四頁）、『庄内酒井侯の長岡転封に就て』（『巖松堂展望』第四卷第五号、波多野重太郎（編・発）、巖松堂書店、一九三四年十月、一一～一九頁）など多数ある。なお、国分が所蔵していた史料の多くは、現在、山形県の鶴岡市立図書館内鶴岡市郷土資料館に「国分文書」として収められている。
- (6) 末松謙澄（一八五五～一九二〇）豊前国出身。一八七二（明治四）年上京し大槻盤溪、近藤真琴に入門。また、佐佐木高行の書生をつとめる傍ら、高橋是清に英語を学ぶ。一八七五年、伊藤博文の知遇を得て官界に入り、工部省、太政官、陸軍省に勤務。一八七八年に英国日本公使館の一等書記生見習となり渡英。翌年、ケンブリッジ大学に入學し、文・法学士号を得る。一八八六年の帰国後、文部省、内務省の要職を歴任し、一八九〇年の衆議院選挙に在官のまま出馬し当選。大成会、中央交渉部、無所属と所属を變

えつつも政府最員の立場で議員活動を展開。一八九六年に貴族院議員、一八九八年に第三次伊藤博文内閣の通信大臣として入閣（第四次伊藤内閣では内務大臣）。伊藤の娘と結婚し、立憲政友会創設に参画するなど伊藤系官僚政治家として活躍。他に文筆活動も盛んに行ない、『小学修身訓』、『孝子伊藤公』、『防長回天史』、『明治兩陛下聖徳記』など著述・編纂している。（『日本近現代人名辞典』、白井勝美・高村直助・鳥海靖・由井正臣編、吉川弘文館、二〇〇四年〈第六版・初版二〇〇一年〉、五四六頁）。

黒正巖（一八九五～一九四九）岡山県出身。一九二〇（大正九）年、京都帝国大学卒業後、同大学院に入学し一九二二年に退学。退学後は同大学経済学部講師、文部省在外研究員として農業史研究に従事。一九二六年、京都帝国大学教授に就任。一九二九（昭和四）年に、『百姓一揆の研究』により博士号を取得。以後、経済史研究会の創設と『経済史研究』の発行に尽力。一九四九年、京都帝国大学教授を退官。（『日本史研究者辞典』、日本歴史学会、吉川弘文館、二〇〇一年、一三五・一三六頁）。

塩見薫（一九一一～一九六一）愛媛県出身。一九三四（昭和九）年、東京帝国大学文学部国史学科卒業後、同大学院に入学する。一九三六年から台北高等学校講師を務め、三年後に同校の教授となる。戦後は愛媛県内の小中学校で教師を務めた後、同県教育行政に関与する。一九五三年に

奈良女子大学文学部教授に就任する。（前出『日本史研究者辞典』、一五九頁）

(7) 羽柴雄輔（一八五一～一九二二）山形県鮎海郡松山生。庄内藩の支藩松山藩の阿部灌策と海保弁之助のもとで漢学を修め、同藩藩校の里仁館の教師を務める。明治以後も庄内地方の小学校に勤務。一九〇六（明治三十九）年十一月、東京帝国大学史料編纂掛となり、その後、慶應義塾図書館に勤務。庄内の郷土史料収集、郷里旧松山藩史料の編集、考古学に関する研究成果を『東京人類学会雑誌』に発表するなど、庄内の郷土史研究に努める。慶應義塾図書館在職中に死去。（前出『辞典』、五二二・五二三頁）。

(8) 「防長回天史」にあらはれた 東北人謬見論評答弁を読む  
 【一】 羽柴翁と末松博士の論争 慶應大学図書館にて 国分剛二（『鶴岡日報』、一九二六年八月三十一日、一面、国立国会図書館所蔵マイクロフィルム）。以後、同年九月十二日までの間、同題名の論説を計十回掲載している。

(9) 末松謙澄「復刻版 防長回天史 十」（マツノ書店、一九九一年〈初版・末松謙澄「防長回天史 第六編上」、末松春彦（発行）、合資会社東京国文社、一九一九年。修訂再版・一九二一年）。

(10) 羽柴雄輔「東北人謬見考評論」、矢口親六・矢口親興、一九三二年。矢口親六らは、百部限定で同書を出版。なお、最初に羽柴の末松への反論が公にされたのは、国分剛二に

- よれば『鶴岡日報』紙上であり、同記事掲載新聞は「慶應義塾図書館長田中一貞氏を介して」末松に届けられたとされている(前出注(8)と同史料)。
- (11) 前出「復刻版 防長回天史 十」所収。
- (12) 前出注(8)と同史料。
- (13) 酒井忠篤(一八五三〜一九一五)庄内藩十一代藩主忠発の四男。一八六二(文久二)年、叔父忠寛の跡を継ぎ一三代庄内藩主となる。翌年、幕命により江戸市中取締りの任に当たる。戊辰戦争後、一八六八(明治元)年十二月に、家督を弟の忠實に譲る。以後、兵部省に出仕し、一八七二年に陸軍少佐に任ぜられる。一八八〇年に官を辞し鶴岡に帰る。以後、旧藩時代の側近菅実秀の意見を採用し鶴岡の経済基盤確立に尽力する。(前出「辞典」、三三三頁)。
- (14) 末松謙澄「東北人謬見考」(前出「復刻版 防長回天史 十」、一頁)。
- (15) 前出「東北人謬見考評論」、「序文」
- (16) 末松謙澄「東北人謬見考答弁」(前出「復刻版 防長回天史 十」、一〇一・一〇二頁)。
- (17) 「防長回天史」にあらはれた 東北人謬見論評答弁を読む  
【六】 羽柴翁と末松博士の論争 慶應大学図書館にて 国分剛二(前出「鶴岡日報」、一九二六年九月八日、一面)。
- (18) 末松謙澄「東北人謬見考」(前出「復刻版 防長回天史 十」、八二・八三頁)
- (19) 前出「東北人謬見考評論」、三〜八頁。
- (20) 末松謙澄「東北人謬見考答弁」(前出「復刻版 防長回天史 十」、一〇三〜一〇五頁)。
- (21) 「防長回天史」にあらはれた 東北人謬見論評答弁を読む  
【三】 羽柴翁と末松博士の論争 慶應大学図書館にて 国分剛二(前出「鶴岡日報」、一九二六年九月三日、一面)。
- (22) 末松謙澄「東北人謬見考」(前出「復刻版 防長回天史 十」、八三・八四頁)。
- (23) 前出「東北人謬見考評論」、八〜一三頁。
- (24) 末松謙澄「東北人謬見考答弁」(前出「復刻版 防長回天史 十」、一〇六〜一二頁)。
- (25) 「防長回天史」にあらはれた 東北人謬見論評答弁を読む  
【三】 羽柴翁と末松博士の論争 慶應大学図書館にて 国分剛二(前出「鶴岡日報」、一九二六年九月三日、一面)。
- (26) 末松謙澄「東北人謬見考」(前出「復刻版 防長回天史 十」、八四〜八六頁)。
- (27) 前出「東北人謬見考評論」、二五〜三三頁。
- (28) 末松謙澄「東北人謬見考答弁」(前出「復刻版 防長回天史 十」、一二一〜一二三頁)。
- (29) 「防長回天史」にあらはれた 東北人謬見論評答弁を読む  
【九】 羽柴翁と末松博士の論争 慶應大学図書館にて 国分剛二(前出「鶴岡日報」、一九二六年九月十一日、一面)。
- (30) 末松謙澄「東北人謬見考」(前出「復刻版 防長回天史 十」、



八六・八七頁。

- (31) 前出「東北人謬見考評論」、一七〇―一九頁。
- (32) 末松謙澄「東北人謬見考答弁」(前出「復刻版 防長回天史 十」、一四一―一四三頁)。
- (33) 「防長回天史」にあらはれた 東北人謬見論評答弁を読む  
 〔一〕 羽柴翁と末松博士の論争 慶應大学図書館にて 国分剛二 (前出「鶴岡日報」、一九二六年九月二日、一面)。  
 〔二〕 末松謙澄「東北人謬見考」(前出「復刻版 防長回天史 十」、八七頁)。
- (34) 前出「東北人謬見考評論」、一九〇―二五頁。
- (35) 末松謙澄「東北人謬見考」(前出「復刻版 防長回天史 十」、八七―九二頁)。
- (36) 前出「東北人謬見考評論」、一三〇―一七頁。
- (37) 末松謙澄「東北人謬見考答弁」(前出「復刻版 防長回天史 十」、一一八―一二二頁)。
- (38) 「防長回天史」にあらはれた 東北人謬見論評答弁を読む  
 〔四〕 羽柴翁と末松博士の論争 慶應大学図書館にて 国分剛二 (前出「鶴岡日報」、一九二六年九月四日、一面)。
- (39) この論文は一九三〇(昭和五)年八月刊行「経済史研究」(第一〇号、経済史研究会、六九―七八頁)掲載後、一九三四(昭和九)年十月刊行「巖松堂展望」第四卷第五号(波多野重太郎(編・発)、巖松堂書店)に転載されている。
- (40) 黒正崙「百姓一揆の研究」、思文閣、一九七一年(初版は
- 一九二八(昭和三)年十一月)。
- (41) 前出「百姓一揆の研究」、一五八―一六〇頁。
- (42) 前出注(40) 国分論文(「経済史研究」第一〇号、六九・七〇頁)。
- (43) 前出注(40) 国分論文(「経済史研究」第一〇号、七〇―七五頁)。
- (44) 本間光丘(一七三三―一八〇二) 酒田本間家二代目庄五郎の三男。一七五四(宝暦四)年に家督相続。以来、家政の放逸経営を改め、田地集積や庄内藩や諸藩大名への貸金で莫大な利益を上げ、一代で全国屈指の大地主に成長。庄内藩への献金の功績から、一七六七(明和四)年に小姓格に列し家中勝手向取扱に命じられる。備荒貯蓄粉、江戸藩邸造営などの功績を残し、郡代次席、供頭次席に昇進。しかし、藩財政膨張による資金難の責め負い一七九六(天明八)年、庄内藩中老白井矢太夫に退けられる。(前出「辞典」、五七九頁)
- (45) 酒井忠徳(一七五五―一八一二) 庄内藩九代藩主。累積負債一〇万両を抱えていた藩財政を立て直す。(前出「辞典」、三三〇・三三二頁)。
- (46) 酒井忠器(一七八七―一八五四) 庄内藩十代藩主。藩内に儉約令と緊縮農政を徹底。一八四〇(天保一)年、幕府より長岡転封を命じられるも、領民の阻止運動(天保義拳)により、翌年、転封は撤回。(前出「辞典」、三三二・三三三頁)。
- (47) 「歴史学研究」第三卷第三号、歴史学研究会、一九三五年一月、

一五〇二八頁。

- (49) 国分剛二「認識不足の塩見薫氏君に■を戒しむ―荘内酒井侯転封事件に就て―」(「大泉余滴」(鶴岡市郷土資料館所蔵「国分文書」)所収。タイトル中、判読不可は■を附した。また、抹消箇所は原文ママ)。なお、同項中で引用する国分の塩見への反論文は同史料所収となる。
- (50) 前出注(40) 国分論文(「経済史研究」第一〇号、六九―七八頁)。
- (51) 六十七銀行は、明治十年代後半に経営危機に陥った際、旧庄内藩幹部の菅実秀の協力により危機を脱している。その際、旧庄内藩主酒井家が推薦する春山安勤が当行の頭取に就任している。(「鶴岡市史」下巻、伊東多三郎(監修)、鶴岡市役所、一九七五年、六五〇―六五一頁)
- (52) 国分剛二宛一九二八(昭和三)年十二月五・十八日付酒井家書簡、同年十二月二十七日付・翌年三月二十五日付か酒井家記念品奉呈発起人(在京庄内出身者)書簡(以上、四通の書簡は鶴岡市郷土資料館所蔵「国分文書」)。